

白石町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、白石町にこの申込書により登録された方（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等（注1）を第三者（注2）に交付した場合に、その事実について通知するものです。
- 2 第三者に対し登録者に係る住民票等の写しを交付したときは、登録者又は法定代理人に白石町住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。ただし、以下の場合を除きます。
 - (1) 国等の公用の請求の場合
 - (2) 町長が特別な事情があると認めたとき
- 3 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1) 交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別（本人等の代理人・本人等以外の者）
※交付請求者の氏名、住所を通知することはできません。
- 4 第三者に住民票の写し等を交付した内容については、白石町個人情報保護条例の規定の範囲内において、同条例の規定に基づき本人が開示請求することができます。
ただし、開示請求が認められた場合においても規定に基づき、氏名等公開ができない場合もあります。
- 5 登録を受けようとする方は、疾病その他やむを得ない理由等により自ら手続きをすることができない場合は、委任状による代理での登録の申込みをすることができます。
- 6 郵便又は信書便による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録を受けようとする方が、疾病その他やむを得ない理由等により、直接申込みをすることができないとき。
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき
- 7 この申請による登録期間は、登録した日から3年間です。引き続き登録を受けようとする方は、登録期間満了日の1ヶ月前から登録を更新することができます。ただし、登録者が死亡、失踪宣告、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。
- 8 登録を廃止する場合、又は転居等により登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は届出が必要です。なお、変更の届出を行わなかったことにより通知書が返戻された場合は登録を廃止します。

注1：「住民票の写し等」とは、次のものを指します。

住民票（除かれた住民票を含む。）の写し

住民票記載事項証明書（除かれた住民票記載事項証明書を含む。）

戸籍の附票（除かれた附票を含む。）の写し

戸籍（除籍を含む。）の謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書

注2：「第三者」とは、本人等の代理人、本人等以外の方をいいます。

本人等とは、住民票の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍の場合は、本人又は配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。